

仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領

(平成 23 年 4 月 1 日若林区長決裁)

目次

- 第 1 章 趣旨（第 1 条）
- 第 2 章 企画事業（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 まちづくり活動助成事業（第 6 条－第 11 条）
- 第 4 章 助成金の交付手続き等（第 12 条－第 27 条）

第 1 章 趣旨

第 1 条 この要領は、区民協働まちづくり事業に関する要綱（平成 14 年 3 月 25 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 7 条に基づき、区民協働まちづくり事業において、予算の範囲内で助成金を交付することについて仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 企画事業

（企画事業の助成金の交付対象者）

第 2 条 要綱第 3 条に規定する企画事業において助成金の交付を行う場合の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 政治、宗教または営利を目的としないこと
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

（企画事業の助成金の交付対象事業の指定）

第 3 条 市長は、企画事業の助成金の交付対象事業を指定するものとする

（企画事業の助成対象経費）

第 4 条 企画事業の助成対象となる経費は、交付対象事業に要する経費のうち市長が適当と認めたものとする。

（企画事業の助成金の額）

第 5 条 企画事業の助成金の額は、助成対象経費の全額とする。ただし、本市の予算額を上限とする。

第 3 章 まちづくり活動助成事業

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者）

第 6 条 要綱第 4 条に規定するまちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 原則として区の区域内に活動拠点を有すること
- (2) 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること
- (3) 政治、宗教または営利を目的としないこと
- (4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業）

第7条 まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業は、市民が自らの創意工夫により自主的・自発的に取り組む機運を高め、市民力の向上により地域づくりを推進するために行う事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の課題の解決を図るもの
- (2) 地域の自治力の向上を図るもの
- (3) 地域や区の特色をいかし、その魅力を高めるもの
- (4) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 仙台市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は仙台市から資金の提供を受け、若しくは仙台市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度の補助を受けているもの
- (2) 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のないもの
- (3) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的としたもの
- (4) 事業費をこの要領の規定による助成金（以下「助成金」という。）のみで賄おうとするもの（地域活動団体の支援及び育成の観点から区長が特に必要と認める場合を除く。）
- (5) その他市長が適当でないと認めたもの

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象経費）

第8条 まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 観察又は研修会等への参加に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
- (5) 備品の購入費
- (6) その他市長が適当でないと判断した経費

(まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業の募集)

第9条 交付対象事業の募集は、原則として年1回とし、申込みをしようとする団体は、所定の申込書及びその他必要な書類を所定の期間内に、団体の活動拠点の属する区の区役所を経由して市長に提出しなければならない。

(まちづくり活動助成事業の事業計画説明会)

第10条 申込み団体は、市長が区役所毎に開催する事業計画説明会において、要綱第6条に定める区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の聴取に応じるものとする。

(まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業の指定)

第11条 市長は、評価委員会の意見を参考にして申し込み事業を選考し、交付対象事業を指定するものとする。

第4章 助成金の交付手続き等

(助成金の交付対象者の確認)

第12条 第2条第1号、第6条第1号から同条第3号までに規定する要件は、市長が申込み団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。

2 第2条第2号及び第6条第4号に規定する要件は、市長が申込み団体の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申込み団体が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

3 第2条第2号及び第6条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該申込み団体が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

4 第1項及び第2項の確認は、企画事業においては第13条に定める助成金交付申請がなされたとき、まちづくり活動助成事業においては第9条に定める申込みがなされたときに行うものとする。

5 市長は、第1項及び第2項の確認の結果、申込み団体が第2条または第6条に定める要件を満たさない場合は、様式14により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第13条 区民協働まちづくり事業において助成金の交付対象に指定された事業（以下「助成事業」という。）を行う団体（以下「事業実施団体」という。）が規則第3条第1項の規定による交付を申請するときは、助成金交付申請書（様式1）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）

- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料

(助成金の交付決定等)

第14条 市長は、前条の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、助成金交付決定書（様式4）により行うものとする。

(助成金の交付条件)

第15条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、助成事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、助成金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、変更の場合は事業変更承認申請書（様式5）、中止または廃止の場合は事業中止（廃止）承認申請書（様式6）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、承認通知書（様式7）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日以内に交付申請取下書（様式8）により行うものとする。

(状況報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し、助成事業の遂行状況に關し、報告を求めることができる。

(助成事業等の遂行等の命令)

- 第18条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施団体に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- 2 市長は、事業実施団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。
 - 3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第19条 事業実施団体は、助成事業を完了し、中止し、または廃止したときは、助成事業の成果を記載した事業実績報告書（様式9）に次の書類を添えて、事業完了の日から60日以内若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績概要報告書（様式10）
- (2) 収支決算書（様式11）
- (3) 助成対象経費支出に係る領収書の写し
- (4) その他事業の実績を確認するのに参考となる書類

(助成金の額の確定等)

第20条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書（様式12）により行うものとする。

(是正のための措置)

第21条 市長は、第19条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施団体に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第22条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 事業実施団体は、第14条に規定する交付決定の通知があった日から30日以内に、助成金交付請求書（様式13）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第23条 市長は、事業実施団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき
 - (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要領に基づき市長が行った処分に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第24条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、第20条の規定により事業実施団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第25条 事業実施団体は、助成事業（第3条の規定により助成金の交付対象事業と指定されたものに限る。）により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第8までに定める耐用年数を経過した場合

(2) 前項の財産のうち、取得金額が10万円以下の物品を処分する場合

3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 事業実施団体は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第27条 事業実施団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならぬ。

附則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附則（平成25年3月29日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 2 年 4 月 27 日改正）

この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附則（令和 3 年 7 月 8 日改正）

この改正は、令和 3 年 7 月 10 日から実施する。

附則（令和 4 年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 1 月 9 日改正）

この改正は、令和 6 年 1 月 10 日から実施する。

附則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。